

現行	改正案
<p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>II-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第300条第1項第1号関係 <u>保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。また、顧客から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>II-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(同左)</p> <p>(2) 法第300条第1項第1号関係</p> <p>①<u>保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。</u></p> <p>②<u>重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。</u> <u>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(注) 団体保険または団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</u></p> <p>イ.「契約概要」の項目</p> <p>a. 当該情報が「契約概要」であること</p> <p>b. 商品の仕組み</p> <p>c. 保障（補償）の内容 <u>(注) 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。</u></p> <p>d. 付加できる主な特約及びその概要</p> <p>e. 保険期間</p> <p>f. 引受条件（保険金額等）</p> <p>g. 保険料に関する事項</p> <p>h. 保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）</p> <p>i. 配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）</p> <p>j. 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項</p> <p><u>次に掲げる投資性商品については、以下の項目も記載するものとする。</u> <u>(変額保険、変額年金保険)</u></p> <p>k. 特別勘定に属する資産の種類及びその評価方法</p> <p>l. 特別勘定に属する資産の運用方針</p> <p>m. 諸費用に関する事項（保険契約関係費、資産運用関係費等）</p>

現行	改正案
<p>(3) ~ (9) (略)</p> <p>II-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集 (1) (略)</p>	<p><u>n. 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること</u> <u>o. 上記kからnの項目のほか、保険業法施行規則第53条第1項第5号及び同条同項第6号に規定する書面を参照すること</u></p> <p><u>(外貨建て保険)</u> <u>k. 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること</u> <u>l. 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</u></p> <p><u>ロ. 「注意喚起情報」の項目</u> <u>a. 当該情報が「注意喚起情報」であること</u> <u>b. クーリング・オフ（法第309条第1項に規定する保険契約の申込みの撤回等）</u> <u>c. 告知義務等の内容</u> <u>d. 責任開始期</u> <u>e. 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの</u> <u>(注) 通例でないときは、特に記載すること</u> <u>f. 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等</u> <u>g. 解約と解約返戻金の有無</u> <u>h. セーフティネット</u> <u>i. 特に法令等で注意喚起することとされている事項</u></p> <p><u>次に掲げる投資性商品については、以下の項目も記載するものとする。</u> <u>(変額保険、変額年金保険)</u> <u>j. 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確実であること</u></p> <p><u>(外貨建て保険)</u> <u>j. 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること</u> <u>k. 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</u></p> <p><u>③ 顧客から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</u></p> <p>(同左)</p> <p>II-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集 (同左)</p>

現行	改正案
<p>(2) 法第300条第1項第1号関係 <u>保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。また、重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 法第300条第1項第1号関係</p> <p>①<u>保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。</u></p> <p>②<u>重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。</u> <u>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(注1) 第2分野の保険商品については、自動車保険、火災保険、賠償責任保険などであって、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品でない場合を本項目の対象とする。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(注2) 団体保険または団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</u></p> <p>イ。「契約概要」の項目</p> <p>a. <u>当該情報が「契約概要」であること</u></p> <p>b. <u>商品の仕組み</u></p> <p>c. <u>保障（補償）の内容</u> <u>(注) 保険金等の支払事由、支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合について、それぞれ主なものを記載すること。保険金等を支払わない場合が通例でないときは、特に記載すること。</u></p> <p>d. <u>付加できる主な特約及びその概要</u></p> <p>e. <u>保険期間</u></p> <p>f. <u>引受条件（保険金額等）</u></p> <p>g. <u>保険料に関する事項</u></p> <p>h. <u>保険料払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）</u></p> <p>i. <u>配当金に関する事項（配当金の有無、配当方法、配当額の決定方法）</u></p> <p>j. <u>解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項</u></p> <p><u>次に掲げる投資性商品については、以下の項目も記載するものとする。</u></p> <p><u>(変額保険)</u></p> <p>k. <u>特別勘定に属する資産の種類及びその評価方法</u></p> <p>l. <u>特別勘定に属する資産の運用方針</u></p> <p>m. <u>諸費用に関する事項（保険契約関係費、資産運用関係費等）</u></p> <p>n. <u>特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確定であること</u></p>

現行	改正案
<p>(3) ~ (13) (略)</p> <p>II-3-5 顧客保護等</p> <p>II-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) ~ (13) (略)</p>	<p><u>o. 上記kからnの項目のほか、保険業法施行規則第53条第1項第5号及び同条同項第6号に規定する書面を参照すること</u></p> <p><u>(外貨建て保険)</u></p> <p><u>k. 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること</u></p> <p><u>l. 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</u></p> <p><u>ロ. 「注意喚起情報」の項目</u></p> <p><u>a. 当該情報が「注意喚起情報」であること</u></p> <p><u>b. クーリング・オフ（法第309条第1項に規定する保険契約の申込みの撤回等）</u></p> <p><u>c. 告知義務等の内容</u></p> <p><u>d. 責任開始期</u></p> <p><u>e. 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの</u> <u>（注）通例でないときは、特に記載すること</u></p> <p><u>f. 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等</u></p> <p><u>g. 解約と解約返戻金の有無</u></p> <p><u>h. セーフティネット</u></p> <p><u>i. 特に法令等で注意喚起することとされている事項</u></p> <p><u>次に掲げる投資性商品については、以下の項目も記載するものとする。</u></p> <p><u>(変額保険)</u></p> <p><u>j. 特別勘定に属する資産の運用実績により将来における保険金等の額が変動し、不確定であること</u></p> <p><u>(外貨建て保険)</u></p> <p><u>j. 保険金等の支払時における外国為替相場により円に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場による円に換算した保険金等の額を下回る場合があること</u></p> <p><u>k. 外国通貨により契約を締結することにより、特別に生じる手数料等の説明</u></p> <p><u>③ 顧客から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</u></p> <p>(同左)</p> <p>II-3-5 顧客保護等</p> <p>II-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(同左)</p>

現行	改正案
(新設)	<p>(14) 規則第53条の7に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。 <u>(「II-3-3-2 (2) ②」、「II-3-3-6 (2) ②」も参照のこと。)</u></p> <p>(注) 第2分野の保険商品については、「II-3-3-6 (2) ② (注1)」、団体保険または団体契約、財形保険については、「II-3-3-2 (2) ② (注)」、「II-3-3-6 (2) ② (注2)」と同様の範囲での取扱いとする。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、顧客に対して重要な事項を記載した書面を交付するための適切な体制が整備される必要があることに留意すること。</p> <p>①当該書面において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先を明示するとともに、保険会社との間で苦情の解決が図れない等の場合は、当該保険会社が所属する協会（社団法人生命保険協会、社団法人日本損害保険協会、外国損害保険協会）の苦情・相談の受付先等に対して、苦情・相談の申立てをすることができる旨が明示されているか。</p> <p>②当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「II-3-8 適切な表示の確保」も参照のこと。)</p> <p>イ. 文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。 (注) 例えば、文字の大きさを8ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫。</p> <p>ロ. 記載する文言の表示にあたっては、その平明性及び明確性が確保されているか。 (注) 例えば、専門用語について顧客が理解しやすい表示や説明とされているか。顧客が商品内容を誤解するおそれがないような明確な表示や説明とされているか。</p> <p>ハ. 顧客に対して具体的な数値等を示す必要がある事項（保険期間、保険金額、保険料等）については、その具体的な数値が記載されているか。 (注) 具体的な数値等を記載することが困難な場合は、顧客に誤解を与えないよう配慮のうえ、例えば、代表例、顧客の選択可能な範囲、他の書面の当該数値等を記載した箇所の参照等の記載を行うこと。</p> <p>ニ. 当該書面に記載する情報量については、顧客が理解しようとする意欲を失わないよう配慮するとともに、保険商品の特性や複雑性にあわせて定められているか。 (注) 通常は顧客が理解しようとする意欲を失わない程度の情報量としては、例えば、「契約概要」・「注意喚起情報」を併せてA3両面程度のものが考えられる。</p> <p>ホ. 当該書面は他の書面とは分離・独立した書面とする、または同一の書面とする場合は、他の情報と明確に区別し、重要な情報であることが明確になるように記載されているか。</p> <p>③顧客に当該書面の交付に加えて、以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われているか。</p>

現行	改正案
	<p><u>イ. 当該書面を読むことが重要であること。</u></p> <p><u>ロ. 主な免責事由など顧客にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことが重要であること。</u></p> <p><u>ハ. 特に、乗換（法第300条第1項第4号に規定する既契約を消滅させて新たな保険契約の申込をさせ、又は新たな保険契約の申込をさせて既に成立している保険契約を消滅させること）、転換（規則第53条第1項第4号に規定する既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新契約の責任準備金又は保険料に充当することによって保険契約を成立させること）の場合は、これらが顧客に不利益になる可能性があること。</u></p> <p><u>④当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか。</u> <u>（注1）「注意喚起情報」については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。</u> <u>（注2）顧客に対する十分な時間の確保にあたっては、保険商品の特性や販売方法を踏まえる一方、顧客の理解の程度やその利便性が損なわれないかについて考慮するものとする。</u></p> <p><u>⑤電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記①から④に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われているか。例えば、次のような方法により顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われているか。</u></p> <p><u>イ. 郵便による場合</u> <u>当該書面を顧客に送付するとともに、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような書面を併せて送付する方法</u></p> <p><u>ロ. 電話による場合</u> <u>募集人が顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を交付する方法</u></p> <p><u>ハ. インターネット等による場合</u> <u>当該書面の記載内容、記載方法等に準じて電磁的方法による表示を行ったうえで、当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるよう電磁的方法による説明を行う方法</u></p> <p><u>⑥団体保険または団体契約、財形保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記①から⑤に規定する内容について、保険会社が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供および説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。</u></p> <p><u>（15）規則第53条の7に規定する措置に関し、保険契約の申込みを受けるにあたり、顧客に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を顧客に交付する等の体制が整備されているか。</u></p>

現行	改正案
<p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p>	<p>(16) 規則第53条の7に規定する措置に関し、トンチン性の高い商品については、保険会社が顧客に対して、その商品特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。 <u>(注) トンチン性とは、死亡者の持分が生存者に移ることにより、生存者により多くの給付が与えられる割合のこと。</u></p> <p>(17) (同左)</p> <p>(18) (同左)</p> <p>(19) (同左)</p>
<p>II-3-8 適切な表示の確保</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>イ 保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことにより、契約者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。</p> <p>ロ 保険商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せてわかりやすく示さないことにより、契約者等に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。</p> <p>ハ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。</p>	<p>II-3-8 適切な表示の確保</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>イ 保険商品の保障内容に関する優良性を示す際に、それと不離一体の関係にあるものを併せてわかりやすく示さないことにより、契約者等に著しく優良との誤解を与える表示となっていないか。 <u>例えば、保険商品の保障内容に以下の例示のような一定の制限条件があるにもかかわらず、当該条件が表示されていない場合、又は著しく小さな文字で表示されている、著しく短い時間で表示されている、参照先を明瞭にすることなく保障内容を強調した表示から離れたところに表示されている等により当該条件表示を契約者等が見落とすような表示方法となっている場合には、当該保険商品の内容が、実際のものよりも著しく優良であるとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付事由の全部又は一部について、契約後一定の不担保期間がある場合 ・ 保険金（給付金）額等が被保険者の年齢、契約後の年数、入院日数、対象疾病等の条件により減額又は消滅する場合 <p>ロ 保険商品の取引条件の有利性を示す際に、制限条件等を併せてわかりやすく示さないことにより、契約者等に著しく有利との誤解を与える表示となっていないか。 <u>例えば、保険料の表示に関して、主たる契約者層とは考えられない若年層等の保険料を用例とし、その適用年齢等の条件表示を著しく小さく表示しているため、契約者等が見落とすような表示となっている場合には、他の年齢層等の契約者等についても当該保険料が適用され、実際のものよりも著しく安いとの誤解を与えるおそれがあることに留意する必要がある。</u></p> <p>ハ 保険商品・サービス等に関する表示が客観的事実に基づくものとなっているか。 <u>例えば、業界における最上級その他の序列を直接に意味する用語、唯一性を直接に意味する用語を使用する場合は、その主張する内容が客観的に実証されているか。</u></p>

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。</p> <p>(5) (略)</p> <p>IV-2-3 年金商品 年金商品については、保険契約者等の保護の観点から、トンチン性が極度に高くなっていないか。</p> <p>IV-2-4 (略)</p> <p>V. 保険仲立人関係</p> <p>V-5-6 保険契約の締結及び保険募集 保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあつては生命保険募集人における取扱い(II-3-3-2)に、損害保険契約の場合にあつては損害保険代理店における取扱い(II-3-3-6(2)～(8)、(10)、(11)及びII-3-3-7(1))に、それぞれ準ずるものとする。</p>	<p>二 銀行等で販売する保険商品について表示を行う場合(銀行等が行う表示を含む)には、例えば定期預金など銀行等の商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が保険会社の保険商品であることを適切に表示しているか。</p> <p>(4) 表示媒体や表示内容に応じ、「契約概要」「注意喚起情報」を読むことの重要性を喚起するための表示を行うための措置を講じているか。</p> <p>(5) 適正な表示がなされるよう、コンプライアンス担当部門によるリーガルチェック等を含めた十分な審査体制が整備されているか。 なお、審査については、以下の点に留意したものとなっているか。 イ. 募集用の資料等について、本社で集中管理するなどの方法により、表示内容にかかる審査が漏れなく行われる体制となっているか。 ロ. 約款、「契約概要」、「注意喚起情報」、パンフレット、契約のしおり等について、それぞれの表示内容の整合性を確保するためのチェックがなされる体制となっているか。 ハ. 契約者等からの苦情等において表示上の問題等が指摘されている場合には、その内容について分析し、問題が認められた場合には、改善のための適切な対応がとられる体制となっているか。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>IV-2-3 (同左)</p> <p>V. 保険仲立人関係</p> <p>V-5-6 保険契約の締結及び保険募集 保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあつては生命保険募集人における取扱い(II-3-3-2)に、損害保険契約の場合にあつては損害保険代理店における取扱い(II-3-3-6(2)～(8)、(10)、(11)及びII-3-3-7(1))に、それぞれ準ずるものとする。 なお、「契約概要」「注意喚起情報」については、II-3-5-1-2(14)も参照のうえ、適切な情報の提供、説明を行うよう留意すること。</p>